

# 将来、岐阜県にUターンし、岐阜県で活躍する意思のある方に奨学金を貸与します。

大学等卒業後、岐阜県内に居住し、県内企業等で就業した場合は奨学金の返還が免除されます。

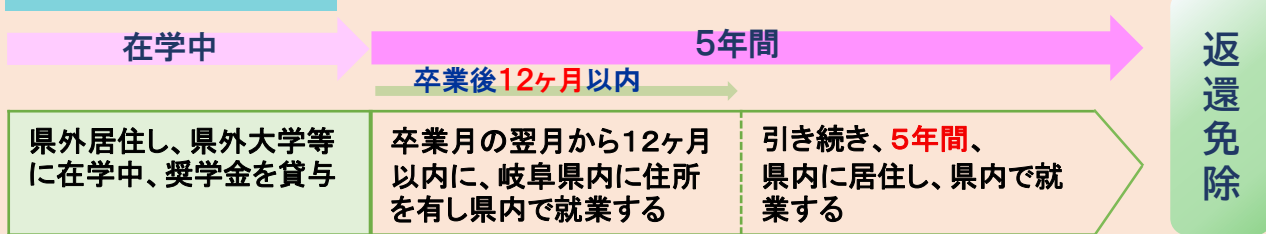


## 令和5年度奨学生【第2次】募集概要

貸与金額	月額 <b>60,000円</b> 最大貸与額6ヶ月分(10月～3月分)
貸与対象	岐阜県内の高等学校等を卒業した方で、 <u>県外に住所を有し、かつ、県外の大学等(※)に在学していること。</u> (※)「大学等」とは、大学(専門職大学を含む)、短期大学(専門職短期大学を含む)、高等専門学校(第4, 5学年に限る)、専修学校(専門課程に限る)のことです。大学院は含みません。
貸与期間	貸与決定を受けた者が、在学している県外大学等を卒業する日の属する月までの間。 (※正規の修業年限を上限とします。)
募集人数	<b>新規20名程度</b>
募集期間	令和5年 <b>10月5日(木)</b> ～ 令和5年 <b>11月20日(月)</b> <b>※郵送により申請してください。締切日消印有効。</b>
返還免除条件	次の要件を <u>全て満たした</u> 場合は、奨学金の返還を全額免除します。 ①大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して <b>12ヶ月</b> 以内に県内に住所を有し、 <b>引き続き5年間</b> 県内に居住すること。 ②大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して <b>12ヶ月</b> 以内に県内で就業し、 <b>引き続き5年間</b> 就業していること。

**※返還免除条件を満たすことができなくなった場合は、貸与額は全額返還となります。**

### 返還免除までの流れ



制度の詳細および応募方法、申請書類などは、**岐阜県庁のホームページ**でご確認ください。

岐阜県 清流の国ぎふ大学生等奨学金

検索



成績基準および収入基準の算定についてはホームページ掲載の応募基準でご確認いただき、ご不明な場合はお問い合わせください。

お問い合わせ  
/ 申請先

岐阜県 清流の国推進部 地域振興課 地域プロモーション係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 TEL 058-272-8197

E-mail c11143@pref.gifu.lg.jp

FAX 058-278-3530

開庁日および受付時間： 平日 8:30～17:15

清流の国ぎふ